

大崎町地区防災計画策定支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 大崎町地区防災計画策定支援事業補助金(以下「補助金」という。)は、町内の自主防災組織などが町と連携しながら、地域の災害リスクを踏まえ、大規模災害発生時の自主防災意識の高揚を図り、実現可能性の高い「地区防災計画」の策定に向けて取り組む経費に対し予算の範囲内で補助金を交付し、もって「自助」「共助」の体制を強化して地域防災力の一層の向上を図ることを目的とする。

なお、補助金の交付については、大崎町補助金交付規則(昭和56年大崎町規則第10号)及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、大崎町内で継続的に自主防災活動を行っている団体(自主防災組織など)で、その活動範囲が小学校区など、一定の広域性をもつ団体とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業、補助対象経費および補助金額は次の表に定めるとおりとする。

区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
小学校区など広域性をもつ団体	地区防災計画策定業務に係る経費で、次に掲げるもの (1) 計画作成会議の開催に係る経費 (2) 防災マップなど資料作成等の経費 (3) 講師謝礼等の経費 (4) 訓練等開催の経費(食糧費は除く。)	10分の10以内	300,000円

	(5) その他町長が必要と認めるもの		
--	--------------------	--	--

(補助金交付の申請)

第4条 補助金を受けようとするものは、大崎町地区防災計画策定事業補助金申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第5条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、交付を決定したときは、大崎町地区防災計画策定支援事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により、交付しないことを決定した時は、その旨を記載した通知書により申請団体に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付の決定に際し、必要な条件を付することができる。

(補助対象事業の内容の変更)

第6条 補助金の交付の決定を受けた団体(以下、「補助対象団体」という。)は、補助対象事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、大崎町地区防災計画策定支援事業補助金事業変更等申請書(第3号様式)を速やかに町長に提出しなければならない。

2 補助対象団体は、補助対象事業を中止したときにおいて、既に交付を受けた補助金があるときは、その金額を町長に返還しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めるときは、町長が定める金額を返還するものとする。

(補助金等の請求)

第7条 補助対象団体は、補助金の交付の請求をしようとするときは、大崎町地区防災計画策定支援事業補助金交付請求書(第4号様式)に補助金確

定通知書の写しを添えて、町長に請求しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象団体は、補助対象事業が完了した時は、大崎町地区防災計画策定支援事業補助金実績報告書（第5号様式。以下「完了報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、事業終了後30日以内に、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施結果書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

2 補助対象事業の事業期間は、毎年度4月1日から翌年の3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。